

秘 密 保 持 同 意 書

一般社団法人次世代型航空機部品供給ネットワーク

代表理事 田中 弘一 殿

次世代型航空機部品供給ネットワークの正会員入会に当たり、以下の秘密保持事項に同意する。

1. 秘密情報について

本会における「秘密情報」とは、第2項に定める会員が、次世代型航空機部品供給ネットワークにおける活動に際して、他の会員の全部または一部に対し書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する自己の技術上および営業上の情報、その他一切の情報をいう。ただし、文書その他の有体物によって開示した情報については当該文書または有体物に秘密である旨の表示がされたものだけを、口頭または視覚的手段によって開示した情報については、開示前に秘密である旨を明らかにし、開示後30日以内に当該開示内容を秘密である旨の表示を付して文書化されて被開示者に送付したものを「秘密情報」とする。

ただし、次に掲げる情報は秘密情報に含まない。

- 1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- 2) 開示の時点で公知の情報
- 3) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 4) 開示後、秘密保持義務を負わない第三者から適法に入手した情報
- 5) 開示後、開示者が第三者に秘密保持義務を課すことなく開示した情報

2. 秘密保持について

- (1) 会員は、他の賛助会員及び正会員（以下「会員」という）から開示を受けた秘密情報を善良な管理者の注意をもって保持し、当該の会員の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。
- (2) 会員は、秘密情報を、本目的遂行のために必要な範囲に限り、会員の属する企業の役員、従業員に対して開示することができる。この場合、各当事者は、当該役員および従業員に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該役員および従業員による秘密情報の取扱について一切の責任を負う。
- (3) 会員は退会後においても3年間、当該の会員の書面による事前の承諾なくして、第三者に秘密情報を開示・漏洩してはならない。

申 込 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

企 業 名： _____

住 所： _____

代 表 者： _____ 印